



毎月2回10日・25日発行  
発行所 川崎市役所  
印刷所 (株) 東 洋

購 読 料 (前納)  
1 年 10,800 円  
1 箇月 900 円

目 次

規 則

- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第1号) ..... 180
- ◇川崎市立看護短期大学学則の一部を改正する規則(第2号) ..... 181
- 告 示
- ◇川崎都市計画地区計画の決定及び図書の縦覧(第20号) ..... 183
- ◇川崎都市計画地区計画の変更及び図書の縦覧(第21号) ..... 183
- ◇川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更及び図書の縦覧(第22号) ..... 183
- ◇川崎都市計画特別用途地区の変更及び図書の縦覧(第23号) ..... 184
- ◇川崎都市計画緑地の変更及び図書の縦覧(第24号) ..... 184
- ◇道路区域の変更(第25号) ..... 184
- ◇道路の供用開始(第26号) ..... 184
- ◇自転車等の撤去と保管(第27号) ..... 185
- ◇道路区域の変更(第28号) ..... 185
- ◇道路の供用開始(第29号) ..... 185
- ◇国民健康保険被保険者証の無効(第30号) ..... 185
- ◇自転車等の処理(第31号) ..... 185
- ◇結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(第32号) ..... 186
- ◇結核予防法による指定医療機関の指定(第33号) ..... 186
- ◇川崎市排水設備指定工事店の指定(第34号) ..... 186
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則別表第10に規定する臭気指数の算定方法(第35号) ..... 189
- ◇環境への負荷の低減に関する指針の一部改正(第36号) ..... 193

公 告

- ◇一般競争入札の執行(第19号) ..... 193
- ◇条例環境影響評価準備書の公告(第20号) ..... 195
- ◇開発行為の関する工事の完了(第21号) ..... 196
- ◇川崎都市計画地区計画の案の縦覧(第22号) ..... 196
- ◇一団地の総合的設計制度の認定の取消し(第23号) ..... 197
- ◇道路の指定(第24号) ..... 197
- ◇川崎都市計画地区計画の変更の案の縦覧(第25号) ..... 197
- ◇川崎都市計画特別緑地保全地区の案の縦覧(第26号) ..... 198
- ◇川崎都市計画地区計画の案の縦覧(第27号) ..... 198
- ◇道路位置の指定(第28号) ..... 198
- ◇五力田土地区画整理組合の解散の認可(第29号) ..... 198
- ◇一般競争入札の執行(第30号) ..... 198
- ◇開発行為に関する工事の完了(第31号) ..... 200
- ◇開発行為に関する工事の完了(第32号) ..... 200
- ◇都市計画緑地事業の図書の写しの縦覧(第33号) ..... 200
- ◇道路位置の指定(第34号) ..... 201
- ◇川崎都市計画道路事業の認可(第35号) ..... 201
- ◇川崎都市計画道路事業の図書の写しの縦覧(第36号) ..... 201
- ◇上作延第三住宅マンション建替組合の設立の認可(第37号) ..... 201
- ◇開発行為に関する工事の完了(第38号) ..... 202
- ◇条例環境影響評価審査書の公告(第39号) ..... 202
- ◇条例環境影響評価審査書の公告(第40号) ..... 205
- ◇大規模小売店舗立地法に基づく変更



の届出 (第41号) ..... 209

◇一般競争入札の執行 (第42号) ..... 209

    公告 (調達)

◇一般競争入札の公告 (第29号) ..... 221

◇一般競争入札の公告 (第30号) ..... 222

◇一般競争入札の執行 (第31号) ..... 224

◇一般競争入札の公告 (第32号) ..... 225

◇落札者等の公示 (第33号) ..... 226

◇一般競争入札の公告 (第34号) ..... 227

◇一般競争入札の執行 (第35号) ..... 228

◇一般競争入札の公告 (第36号) ..... 230

◇一般競争入札の執行 (第37号) ..... 233

◇一般競争入札の執行 (第38号) ..... 234

◇一般競争入札の公告 (第39号) ..... 235

◇落札者等の公示 (第40号) ..... 236

◇落札者等の公示 (第41号) ..... 237

◇落札者等の公示 (第42号) ..... 237

◇落札者等の公示 (第43号) ..... 237

    水道局告示

◇個人情報収集 (第3号) ..... 237

    水道局公告

◇一般競争入札の執行 (第1号) ..... 238

◇一般競争入札の執行 (第2号) ..... 239

    水道局公告 (特定調達等)

◇一般競争入札の公告 (第1号) ..... 240

◇指名競争入札の告示 (第2号) ..... 241

◇一般競争入札の公告 (第3号) ..... 243

◇指名競争入札の告示 (第4号) ..... 244

◇一般競争入札の公告 (第5号) ..... 246

◇指名競争入札の告示 (第6号) ..... 247

◇一般競争入札の公告 (第7号) ..... 249

◇一般競争入札の執行 (第8号) ..... 250

    交通局公告

◇一般競争入札の公告 (第3号) ..... 251

    消防局公告

◇サイレンの吹鳴 (第1号) ..... 253

    教育委員会告示

◇教育委員会定例会の招集 (第2号) ..... 253

    監査公表

◇監査の結果について (第3号) ..... 253

    人事委員会規則

◇川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (第1号) ..... 268

    職員共済組合規則

◇川崎市職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則 (第1号) ..... 269

    区告示

◇転入届及び住民票の写しの無効 (多

摩区第1号) ..... 269

◇印鑑登録証及び印鑑登録証明書の無効 (多摩区第2号) ..... 269

    区公告

◇督促状の公示送達 (川崎区第6号) ..... 269

◇督促状の公示送達 (川崎区第7号) ..... 270

◇督促状の公示送達 (川崎区第8号) ..... 270

◇督促状の公示送達 (幸区第4号) ..... 271

◇交付要求通知書の公示送達 (中原区第5号) ..... 271

◇督促状の公示送達 (中原区第6号) ..... 272

◇住民票の職権消除 (高津区第4号) ..... 272

◇印鑑登録の抹消 (高津区第5号) ..... 273

◇督促状の公示送達 (高津区第6号) ..... 273

◇充当計算書 (謄本) の公示送達 (宮前区第2号) ..... 274

◇督促状の公示送達 (宮前区第3号) ..... 274

◇納税通知書の公示送達 (多摩区第1号) ..... 274

◇印鑑登録の抹消 (多摩区第2号) ..... 275

◇住民票の職権消除 (多摩区第3号) ..... 275

◇督促状の公示送達 (多摩区第4号) ..... 275

    区選挙管理委員会告示

◇選挙人名簿の抹消 (川崎区第1号) ..... 275

◇選挙人名簿の抹消 (幸区第1号) ..... 275

◇選挙人名簿の抹消 (中原区第1号) ..... 275

◇在外選挙人名簿の抹消 (中原区第2号) ..... 275

◇川崎市中原区の投票区設置告示の一部改正 (中原区第3号) ..... 276

◇選挙人名簿の抹消 (高津区第1号) ..... 276

◇在外選挙人名簿の抹消 (高津区第2号) ..... 276

◇選挙人名簿の抹消 (宮前区第1号) ..... 276

◇在外選挙人名簿の抹消 (宮前区第2号) ..... 276

◇選挙人名簿の抹消 (多摩区第1号) ..... 276

◇在外選挙人名簿の抹消 (多摩区第2号) ..... 276

◇選挙人名簿の抹消 (麻生区第1号) ..... 276

◇在外選挙人名簿の抹消 (麻生区第2号) ..... 276

規 則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。



平成17年1月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第1号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）の一部を次のように改正する。

別表第10に次のように加える。

6 1 から5までに掲げるもののほか、臭気指数（気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であって、市長が別に定めるところにより、人間のきゅう嗅覚でその臭気を感じることができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を基礎として算定されるものをいう。以下同じ。）が次に定める臭気指数の許容限度に適合することとなるように必要な措置を講ずること。

(1) 敷地境界線における臭気指数の許容限度は、次の式により算出された値とする。

$$Or = 3\alpha$$

備考 1 Orとは、敷地境界線における排出を許容される臭気指数をいう。

2  $\alpha$ とは、次の式により算出された値をいう。

$$\alpha = A + B + C + D$$

(1) A、B、C及びDとは、次の区分ごとの値をいう。

A	許容限度基本値		4
B	時間値	午前8時から午後11時まで	1
		午後11時から午前8時まで	0
C	地域値	住居系地域	0
		その他の地域	1
D	業種・規模値	飲食店又は小規模事業所	1
		その他の事業所	0

ア 「小規模事業所」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む場合については、5人）以下の事業所をいう。

(2) 排出口における臭気指数の許容限度は、排出口ごとに定めるものとし、次の式により算出された値とする。

$$Ors = 3\alpha + \beta$$

備考 1 Orsとは、排出口における排出を許容される臭気指数をいう。

2  $\alpha$ は、前号備考2のとおりとする。ただし、Dとは、同号備考2(1)の規定にかかわらず、次の区分ごとの値をいう。

D	業種・規模値	飲食店又は小規模事業所	排出口の実高さ	30メートル未満	1
				30メートル未満	0
			その他の事業所		0

3  $\beta$ とは、次の区分ごとの値をいう。

$\beta$	排出口の実高さ	30メートル未満	排出ガス量 300ノルマル立法メートル/分以上	15
			排出ガス量 300ノルマル立法メートル/分未満	18
			30メートル以上	20

(3) 排出水の臭気指数の許容限度は、次の式により算出された値とする。

$$Orw = 3\alpha + 16$$

備考 1 Orwとは、排出水の排出を許容される臭気指数をいう。

2  $\alpha$ は、第1号備考2のとおりとする。

第3号様式（付表9）中

悪臭を発生する原材料、製品等の保管方法

保管方法

を

悪臭を発生する原材料、製品等の保管方法

保管方法

臭気指数の許容限度に適合することとなる措置

に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

川崎市看護短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年1月31日